

## XVI 長野県農業関係試験場研修者受け入れ要領

「沿革」昭55.12制定、平元.3、平5.4、平14.6、平15.7、平20.3、平21.4改正

(趣 旨)

- 1 農業関係試験場（以下「試験場」という。）において、農業に関する学理及び技術の修得を目的として行う研修については、この要領の定めるところによる。  
ただし、長野県職員及び長野県が受け入れた研修者の研修についてはこの限りでない。

(研修の対象者)

- 2 研修の受け入れ対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 国、都道府県及び国際協力事業団、若しくは県内市町村、農業協同組合（以下「機関・団体」という。）又はこれらに準ずる法人（以下「法人等」という。）の職員。
  - (2) 機関・団体若しくは法人等が身元引受人となる者。
  - (3) 長野県内に住所を有する上記（1）、（2）以外の者が身元引受人となる者であつて、研修を受けようとする試験場長（以下「当該試験場長」という。）が特に必要と認めた者。

(研修の期間)

- 3 研修期間は原則として2か月以上、12か月以内とする。12か月を超える場合は再度契約を行う。

(研修の申請)

- 4 研修希望者の属する機関・団体又は法人等の長若しくは身元引受人は、申請書（様式XVI-1）に研修希望者の履歴書及び誓約書（様式XVI-2）を添えて当該試験場長あてに申請するものとする。

(研修の承認)

- 5 研修の承認は、当該試験場長が受け入れの可否を決定し、申請者に通知する。（様式XVI-3）

(研修者の受け入れ契約)

- 6 当該試験場長は、研修を承認した場合、「試験場研修に関する契約書（以下「契約書」という。）（様式XVI-4）」を申請者と取り交わすものとする。

(研修受け入れの報告)

- 7 当該試験場長は、契約締結後速やかに、農業試験場企画経営部あて契約書の写を提出するものとする。

(研修経費の負担)

- 8 研修のために要する一切の経費は、申請者又は研修者が負担する。

(研修の中止等)

- 9 当該試験場長は、研修者について研修にふさわしくない行為があつたとき、又は所定の研修を終了する見込みがないと認めたときは、研修を中止又は停止することができる。  
この場合、納付された研修経費は返戻しないものとする。

(修了証書)

- 10 当該試験場長は、所定の研修を終了した研修者に対し、修了証書（様式XVI-5）を交付するものとする。